

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	181
(管理番号	181)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

建設機械抵当法に基づく打刻手続きの見直し

提案団体

岡山県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建設機械抵当法に基づく打刻について、航空機への登録記号打刻において認められているように、打刻の実施主体を都道府県から申請者等に変更し、併せて、打刻した金属板を建設機械に固定する等の打刻方法の簡素化を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

建設機械抵当法上の打刻(以下、「当該打刻」という。)は、国土交通大臣の権限に属する事務と定められているが、同法施行令第3条第1項及び第3項により、都道府県知事許可を受けた建設業者からの申請による打刻は、第一号法定受託事務により、都道府県知事が行うこととされている。

また、同施行令制定附則第2項において、大臣が行うべき打刻は、当分の間、知事が行うこととされたまま、長期間が経過している。

【支障事例】

当該打刻は、非常に申請件数が少ない(当県では数年に1件程度)ため、職員にノウハウの蓄積がない。

このため、事務に必要な、打刻の方法の習熟、打刻機の試運転、事前の打刻の練習等に長時間を要しており、申請者にとって不利益が生じるおそれがある。

また、打刻機は特殊な器具のため高価(当県の空気式打刻機は一式で約75万円)なものであり、使用頻度が少ない器具を各都道府県が備えている現状は、無駄が大きい。さらに、打刻機はかなりの衝撃や大きな音が出るため、庁舎内での練習等は困難である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

打刻内容のプレートを申請者側で付けても良いかという問い合わせは受けたことがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請者等が自ら、打刻や打刻した金属板の固定を行うことで、手続きに要する時間の短縮が見込まれる。また、処理件数が少ない事務に対する行政の準備の負担が軽減されることで、都道府県事務の効率化につながる。

根拠法令等

建設機械抵当法第4条第4項、建築機械抵当法施行令第3条第1項、第8条第1項、附則第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、高知県、宮崎県

○当県においても建設機械の打刻は5年以上も事例が無く、打刻のノウハウは全く失われており、もし申請があった場合には、打刻の習熟をどのように行えるのかという検討からスタートする状況である。（当県では打刻機は所有していないので、手作業での打刻となる。）

○当県において当該打刻は20年以上申請がなく、職員の打刻技術の問題はもとより、打刻機の老朽化が懸念される。

各府省からの第1次回答

①打刻の実施主体については、都道府県担当者の立ち会いのもと、申請者が自ら打刻するといった運用が可能であることを明確化することについて検討する。

②打刻した金属板を建設機械に溶接するなど、剥離できない状態で固着させることを前提として、打刻した金属板を固定する方法によることも可能であることを明確化することについて検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

見直しに前向きな回答をいただき感謝申し上げます。

なお、①について、打刻の実施主体に引き続き都道府県が残るものと思われ、現行同様の事務体制の維持が求められることとなるが、速やかな打刻の実施と、都道府県の事務負担の軽減のため、実施主体を申請者のみとし、都道府県は申請者が実施した打刻の確認を行う取扱いとしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

都道府県による打刻が選択肢として残ることにより、現行と同様の事務体制の維持が求められる。申請者に打刻を任せることに関する都道府県への意向確認や、打刻に係る申請者と都道府県の負担について実態調査を行った上で、都道府県が打刻を行わなくてよくなるような整理ができないかについても検討いただきたい。

また、本打刻は事実行為であるとの説明があったところ、都道府県及び申請者以外の第三者が打刻可能であることを周知することも、対応として考えられるのではないか。

打刻方法については、航空法との並びや確実な周知の観点から、省令で定めることが適切ではないか。

各府省からの第2次回答

打刻作業の運用実態や運用の見直しについて、都道府県や打刻実績のある事業者に対して調査を行った上で、改めて、本提案の趣旨を踏まえつつ、見直しの検討を行う。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【国土交通省】

(5) 建設機械抵当法(昭29法97)

建設機械への記号の打刻(4条)については、都道府県の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

・打刻の方法については、令和6年度中に省令を改正し、記号を打刻した金属板を剥離できないよう固着させる方法によることも可能とする。

・打刻作業の実施主体については、都道府県職員の立会いの下、申請者又は都道府県の委託を受けた者が打

刻作業を行うことが可能であることを明確化し、都道府県に令和6年度中に通知する。